

事務連絡
令和2年2月27日

一般社団法人広島県医師会 様
一般社団法人広島県病院協会 様
一般社団法人広島県歯科医師会 様
公益社団法人広島県薬剤師会 様
公益社団法人広島県看護協会 様

広島県健康福祉局健康対策課
(〒734-0007 広島市南区皆実町1-6-29)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び
第14条第2項に基づく届出の基準等における新型コロナウイルス感染症に関する
流行地域について

平素から、感染症対策につきましては、御協力いただき厚くお礼申し上げます。
のことについて、令和2年2月26日付けで厚生労働省健康局結核感染症課から別紙の
とおり事務連絡がありました。

については、「WHO の公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地
域」が、令和2年2月27日より「中華人民共和国湖北省及び浙江省並びに大韓民国大邱広
域市及び慶尚北道清道郡」に変更となりますので、貴会会員への周知をお願いします。

担当 感染症疾病管理グループ
電話 082-513-3068 (ダイヤルイン)
(担当者 宇佐川)

事務連絡
令和2年2月26日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等における新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について

新型コロナウイルス感染症に関しては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（令和2年2月4日健感発0204第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「届出通知」という。）において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等をお示ししたところです。

今般の諸外国での発生状況等に鑑み、届出通知における新型コロナウイルス感染症の流行地域について下記のとおり変更することとしましたので、御了知いただくとともに、貴管内市町村、関係機関等への周知を図るとともに、その実施に遺漏なきようお願いします。

なお、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等における新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について」（令和2年2月12日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）は本日をもって廃止します。

記

1 新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について

届出通知の別紙における「第7 指定感染症」の（4）イ及びウで示されている「WHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域」とは、中華人民共和国湖北省及び浙江省並びに大韓民国大邱広域市及び慶尚北道清道郡とする。

2 適用日等

令和2年2月27日より適用することとし、同日以降の医師の診断より、届出通知の別紙「第7 指定感染症」の（4）イ及びウについて「発症前14日以内に中華人民共和国湖北省及び浙江省並びに大韓民国大邱広域市及び慶尚北道清道郡に渡航又は居住していたもの」と取り扱うこととする。

また、今後取扱いに変更がある場合、別途厚生労働省健康局結核感染症課より連絡する。